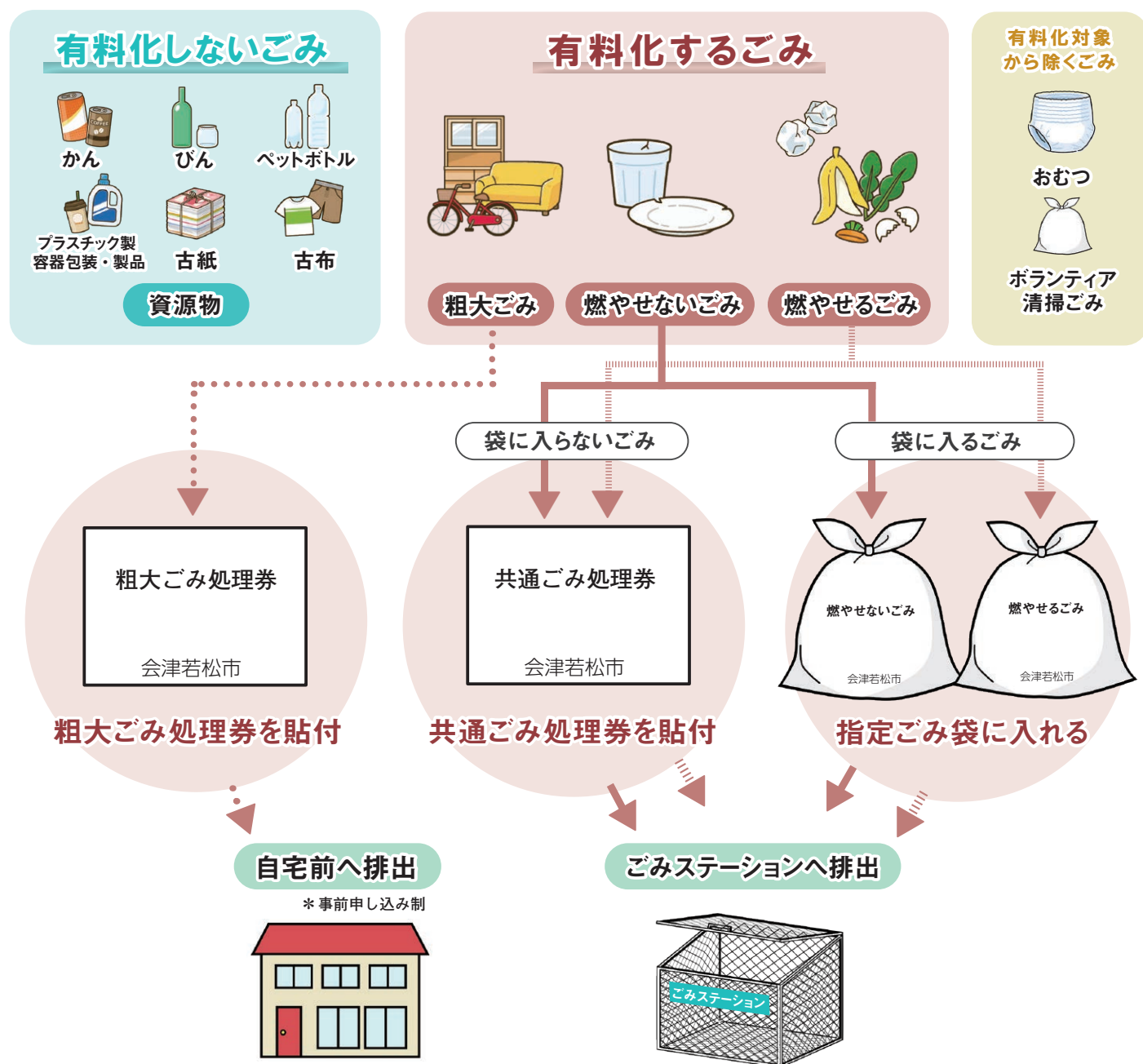


有料化するごみの種類と排出方法はどうなるの？



※有料化するごみも、有料化しないごみも、排出する場所に変更はありません

市が目指す将来像とは？

- 1 持続可能なごみ処理体制の構築**
ごみの減量により、ごみの処理費用を抑制します。また、ごみ処理施設の規模縮小・延命化を図ることで、限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を目指します。
 - 2 ゼロカーボンシティの実現**
「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現に向けて、ごみの排出抑制と資源の再生利用を促進します。ごみ処理の過程で発生する温室効果ガスの削減や、天然資源の輸入・使用の抑制など、環境への負荷を軽減することで、次世代に住みよい環境を引き継ぎます。
 - 3 ごみ処理手数料を
活用したまちづくり**
ごみ処理手数料を、分別資源化の充実、減量活動の助成、環境教育、地域の環境美化、高齢者のごみ出し支援などまちづくりに活用します。
- 活用例**
- 子ども会などが実施する資源物の集団回収の奨励
 - ポスターなどの掲示物の作成
 - ごみ処理施設見学の充実
 - ごみ・資源物ステーションの機能の充実 など

令和8年4月スタート

家庭 ごみ

処理有料化

／特集／

家庭ごみ処理
有料化制度
が始まります



市では、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化制度を導入します。この特集では、制度の概要や導入までのスケジュールなどを説明します。
●問い合わせ…環境共生課(☎27-3961)



タウンミーティングにご参加ください

市長や講師を交えて、家庭ごみ処理有料化の疑問点やアイデア、ごみ袋の色などについて意見交換を行うタウンミーティングを開催します。ぜひ、ご参加ください。

▶とき…7月3日(木)午後6時30分～8時30分

▶ところ…會津稽古堂

▶申し込み方法…市のホームページから申し込み

▶その他…手話通訳、託児あり

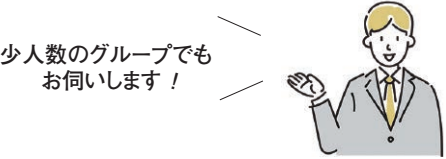
●問い合わせ…環境共生課(☎27-3961)



出前講座をご利用ください

市では、職員が町内会やグループなどに伺い、説明を行う出前講座を実施しています。家庭ごみ処理有料化制度やごみの分別・減量方法など、要望に応じて実施します。詳細は、お問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ…環境共生課(☎27-3961)



家庭ごみ処理有料化制度導入までの予定

月	内容	詳細
7月	タウンミーティングの実施	家庭ごみ処理有料化制度について、市長と意見交換を実施
	リーフレットの配布	家庭ごみ処理有料化制度の概要を説明するリーフレット(4ページ)を全戸配布
12月	ガイドブックの配布	有料化後のごみの排出方法などを説明するガイドブック(12ページ)を全戸配布
令和8年1月	指定ごみ袋の配布 ※3月中旬までにお届け	指定ごみ袋(燃やせるごみ・燃やせないごみ)各1ロール(10枚入り)を全戸配布(宅配)
2月	屋外ポスターの配布	不法投棄防止ポスターを全町内会・店舗などへ配布
3月	ごみカレンダー・ 家庭用ごみ分別ポスターの配布	ごみカレンダー、ごみ収集日や排出方法の家庭用ポスターを全戸配布

令和6年5月に発出した「ごみ緊急事態宣言」では、多くの人がごみの減量に真摯に取り組んでくださり、短期間で一定の削減効果を上げることができました。あらためて、心より感謝申し上げます。

しかしながら、ごみの排出を持続的に抑制し、次世代へ会津の美しい環境を責任をもって引き継いでいくためには、より踏み込んだ対応が必要です。そのため、本市では令和8年4月から、家庭ごみ処理有料化を実施することといたしました。

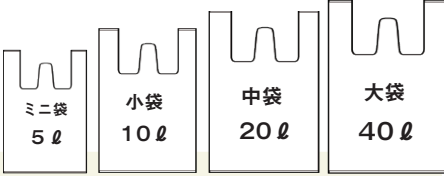
この制度は、市民の皆様の費用負担の公平性を保ちつつ、「意識」と「行動」の変容を促し、ごみ減量への徹底につなげる「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現に向けた重要な一歩でもあります。

未来の会津若松市を共につくっていくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご理解とご協力を
お願いいたします



家庭ごみ処理有料化について教えて！ Q & A



Q 1 家庭ごみ処理手数料はどうやって支払うの？ 金額は？

A

「指定ごみ袋」や「共通ごみ処理券」、「粗大ごみ処理券」などを購入することで、家庭ごみ処理手数料を支払う仕組みです。「指定ごみ袋」などは、市内のスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターなどで販売する予定です。販売価格は右表の通りです。

「指定ごみ袋」などの販売価格					
種類	数量	販売価格			
指定ごみ袋 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	10枚 入り	5 ℓ	10 ℓ	20 ℓ	40 ℓ
		100円	200円	400円	800円
共通ごみ処理券 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	5 枚 綴り	500円			
粗大ごみ処理券	1 枚	1,000円			
直接搬入ごみ (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	—	50kgまで＝800円、 50kgを超えると10kgごとに160円 ※10kg未満は切り上げ			

Q 2 1か月あたりの負担額はどのくらいになるの？

A

燃やせるごみ・燃やせないごみ処理手数料の水準は、1ℓあたり2円です。標準的な世帯(2.3人)の負担額は約470円の見込みです。

Q 3 家庭ごみ処理を有料化することで、本当にごみは減るの？

A

家庭ごみ処理有料化を実施している他自治体の事例から、制度の導入はごみの減量に高い効果があるとされています。本市の場合、有料化前の約2割のごみを減量できる見込みです。

Q 4 指定ごみ袋に入れないでごみを出す人や不法投棄が増えるのでは？

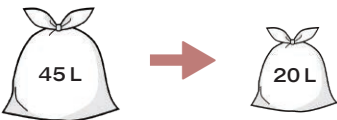
A

家庭ごみ処理有料化開始前の令和8年2月ごろに、市内の全世帯へ指定ごみ袋を配布し、制度の周知を図ります。また、不適正排出や不法投棄防止のため、市職員・不法投棄監視員・生活環境保全推進員によるパトロールや、ポスターを全町内会へ配布するなどの啓発活動を行います。

家庭ごみ処理有料化制度が始まる前に
～ 市民の皆さまへご協力のお願い ～

1 小さいごみ袋を使用してみてください

大きいごみ袋は金額が高くなるため、今から分別や生ごみの自家処理などを行い、小さな袋で出す習慣を身に付けることが大切です。今までよりワンサイズ小さい袋を使用してみましょう。



2 古布は令和8年度まで捨てないでください

令和8年4月から、タオルや古着などの古布をごみステーションから回収し始める予定です。集めた古布はリサイクルする予定ですので、燃やせるごみとして捨てずに、保管しておいてください。

